

—夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議—

「子どもの権利」 を考えよう

～どのように子どもたちと向き合うか～

多摩の森綜合法律事務所
弁護士 秋山 俊

自己紹介

2015年12月 弁護士登録、八王子市で勤務弁護士

2021年 4月 多摩の森綜合法律事務所（立川市）に参画

（所属弁護士会） 第二東京弁護士会（多摩支部）

（所属委員会） 日本弁護士連合会子どもの権利に関する委員会委員

第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会

東京三弁護士会多摩支部子どもの権利に関する委員会

同支部 性の平等に関する委員会、法教育に関する委員会 etc

（その他の活動 ※現職）

■立川市男女平等参画推進審議会副委員長、立川市子ども家庭支援センター専門相談員

■三鷹市人権相談員、三鷹市人権擁護委員

■狛江市いじめ問題対策委員会委員

■児童養護施設（多摩地域）苦情処理解決第三者委員会委員

■司法研修所刑事弁護教官室所付

■特定非営利活動法人子ども・若者センターこだま理事兼事務局長 etc

（歴任）

府中市要保護児童対策地域協議会委員、八王子市スクールロイヤー etc



本日のテーマ

1. **子どもって？人権って？**
～みんなちがってみんないい～
2. **「子どもの権利」とは？**
～子どもたちとの向き合い方～
3. **自治体に求められること**
～子どもの権利条例の必要性～

子どもって？人権って？

～みんなちがってみんないい～

「子ども」ってなに？

- ・ 児童福祉法、児童虐待防止法の「児童」
- ・ 学校教育法の「学齢児童」「学齢生徒」
- ・ 民法の「未成年者」、少年法の「少年」 etc

➤ こども基本法第2条第1項

「こども」とは、**心身の発達の過程にある者**をいう。

→ すべてのこどもについて、健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないようにするため

「人権」ってなに？

人が人間らしく、自由に、そして幸福に生きるために

誰もが生まれながらにして持っている基本的な権利

- ・ 普遍性：人種、性別、国籍などに関わらず、すべての人にいつでもどこでも、平等に与えられる
- ・ 固有性：誰かから与えられたり努力して獲得したり等するものではなく、生まれながらにして持っている
- ・ 不可侵性：国家や他者など、誰からも侵害されない

例) 生命・身体の安全、自由権、平等権、教育権、社会権、
参政権

人権が守られるとは？

安心
をして

自信
をもって

自由
に選べる

安心

不安や恐怖をもたずに
心が安らかでいられる

自信

自分が大切な存在だと
信じていられる

自由

大事なことを自分で
自由に選んで生きられる

【憲法 13条】

「すべて国民は、個人として尊重される」

*誰もが「**個性ある人**」として、人権
(=安心・自信・自由)を保障される

⇒ **個性を否定しない**

⇒ **多様性を受け容れる**

《これが人権保障の大前提!》

みんなの「人権」をどう守るか？

- ・ 内在的制約：他者の人権を侵害してはならない
- ・ 社会の中で生活していると色々なことが起きる
(利害の対立・人権と人権の衝突)

調 整 ↓ (公共の福祉)

基本的人権の実現

➤ 日本国憲法第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

「子どもの権利」とは？

～子どもたちとの向き合い方～

「子どもの権利」とは？

➤ 子どもの権利条約

- **子どもの基本的人権を国際的に保障**するために定められた条約
- 1989年11月20日の第44回国連総会において採択された後、1990年に発効、日本も1994年に批准
- 18歳未満の児童（子ども）を**権利をもつ主体**と位置づけて、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程での特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も規定
- しかし、日本は、「子どもの権利条約」の各条項が規定する子どもの権利を実現するための国内法（子どもの権利が守られるべきだと定める法律）の整備等を怠っていた（←2019年に国連から勧告）
 - 2022年6月15日、通常国会にて「**こども基本法**」が成立
 - ⇒ 2023年4月1日に公布

「子どもの権利」に関する法体系

憲法（11条、13条、26条など）

子どもの権利条約（1994年に批准）

こども基本法（2022年成立, 2023年4月発効）

厚生労働省

児童福祉法

児童虐待防止法

文部科学省

教育基本法

学校教育法

法務省

民法

少年法

内閣府

子どもの貧困
対策推進法

子ども・若者
育成支援推進法

なぜ「こども基本法」が必要か？

- 子どもに関わる様々な個別の法律はあったが、子どもを権利の主体として位置づけてその権利を保障する総合的な法律が存在しなかった。
- 「子どもだから」という理由だけで、子どもの人権（安心・自信・自由）を制限・無視されがち→児童虐待数の増加、いじめ・自殺・不登校問題
- 児童福祉法改正（2016年）の理念に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と書かれ、「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される」と明記（画期的）
→ 児童福祉法は福祉分野の法律のため、教育や司法の分野に及ばない
- 子どもをめぐる問題を抜本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉等の子どもの権利施策を幅広く整合性をもって実施するには、子どもの権利に関する国の基本方針、理念及び子どもの権利保障のための原理・原則が定められる必要がある
⇒ 憲法や国際条約が認める子どもの権利を包括的に保障する基本法が必要

「子どもの権利」とは？（かつての分類）

生きる権利

住む場所や食べ物があり
医療を受けられるなど、
命が守られること

守られる権利

紛争に巻きこまれず難民
になったら保護されて、
暴力や搾取、有害な労働
などから守られること

育つ権利

勉強したり遊んだりして、
もって生まれた能力等を
十分に伸ばしながら成長
できること

参加する権利

自由に意見を表したり、
団体を作ったりするこ
とができること

「子どもの権利」とは？



こ ども の 権 利 条 約 条 文 一 覧

1989年11月20日に国連総会で採択された「子どもの権利条約」は全部で54条ありますが、43条から54条は特に、国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束です。そのため、この「一覧」には、特に子どもたちに知ってほしい42条までの条文を掲載しています。



<p>第1条 子どもの権利条約では、18歳未満のすべての人を「子ども」とします。</p>	<p>第2条 人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、障害、貧富の差、考え方や生まれた環境や場所などによって差別されない権利があります。</p>	<p>第3条 国やおとなから、その子どもにとって最も良いことを優先して考えてもらふ権利があります。</p>
<p>第4条 子どもは国に子どもの権利条約を守ってもらう権利があり、国は子どもの権利を保障する義務があります。</p>	<p>第5条 子どもの権利を行使できるように、親などから心身の発達に適切な支援を受ける権利があります。</p>	<p>第6条 生きる権利・育つ権利、命を大切にされる権利があります。</p>
<p>第7条 生まれた時から、名前や国籍を持ち、できるかぎり親を知り、親に育てられる権利があります。</p>	<p>第8条 名前・国籍、身元がわかるものなど、自分のアイデンティティがうばわれぬように、国から守られる権利があります。</p>	<p>第9条 虐待など子どもへの害がない限り、親と離れられない権利があります。</p>
<p>第10条 他国に住む親や家族と連絡をとり、会える権利があります。</p>	<p>第11条 法に反して他国に連れて行かれず、また自分の国に戻れる権利があります。</p>	<p>第12条 自分に關わるすべてのことについて意見を聴かれ、その意思を大切にされる権利があります。</p>
<p>第13条 さまざまな方法で情報や考えを得て、自由に伝えたり表現したりする権利があります。</p>	<p>第14条 自分の考えや宗教などを自分で決める権利があります。</p>	<p>第15条 市民として社会に参加するために、グループを作り、集まる権利があります。</p>
<p>第16条 プライバシーが守られ、名譽や信用を傷つけられない権利があります。</p>	<p>第17条 さまざまな情報にアクセスでき、有害な情報からは守られ、情報を有効に活用する権利があります。</p>	<p>第18条 子どもは、まず親・保護者に育てられる権利があります。そのため、子どもを育てる責任がある親・保護者を国がサポートします。</p>
<p>第19条 子どもの身体や心を傷つけるあらゆる暴力・害から守られる権利があります。</p>	<p>第20条 子どもは、家庭外的環境で育つ権利があります。それができない場合は、里親家庭や養子縁組、児童養護施設で暮らすなど、別の家庭的環境を得る権利があります。</p>	<p>第21条 養子縁組をする場合、その子どもにとって最もよいと確認された新しい環境で育てられる権利があります。</p>

<p>第22条 難民となつて逃れている場合、特別な保護やサポートを受ける権利があります。</p>	<p>第23条 身体や心の障害にかかわらず、社会に参加し、教育や医療サービス、仕事などの機会を得る権利があります。</p>	<p>第24条 いつでも健康であるために保健・医療サービスを受けることや、子どもの健康を害するような習慣をなくしてもらふ権利があります。</p>
<p>第25条 施設に暮らしている場合、そこでの子どもの扱いがよいものかどうか、定期的に調べてもらう権利があります。</p>	<p>第26条 子どもの生活を受えいくために、社会保障などのサポートを利用する権利があります。</p>	<p>第27条 身体や心を成長させていけるよう、十分な水準の生活を送る権利があります。</p>
<p>第28条 すべての子どもは、平等にかつ偏見なく教育にアクセスできる権利があります。学校の閉鎖は、子どもたちの尊厳が守られるものでなければなりません。</p>	<p>第29条 教育によって、自分の身体と心を成長させる権利があります。教育の目的には、人権、母国や生まれつた社会の伝統や言語、平和、友好の精神、自然環境を尊重することなどが含まれます。</p>	<p>第30条 少数民族や先住民族である場合、自分たちの文化を守り、宗教を信じ、言葉を使う権利があります。</p>
<p>第31条 子どもには、休息権利、自由時間を持つ権利、遊び権利があり、文化的・芸術的な活動に十分に参加する権利があります。</p>	<p>第32条 身体や心にとって危険な仕事や、学校に通えなくなるなど教育がさまたげられるような仕事から保護される権利があります。</p>	<p>第33条 薬など違法な薬物の使用から守られ、その生産や取引に巻き込まれない権利があります。</p>
<p>第34条 不法な行爲をさせられることや、性的な写真や動画を撮られることなど、あらゆる性暴力から守られる権利があります。</p>	<p>第35条 強うかいされず、売り買ひされない権利があります。</p>	<p>第36条 強うかいされず、売り買ひされない権利があります。子どもの成長に害を与える、あらゆる搾取や不当な扱いから守られる権利があります。</p>
<p>第37条 こうもんと死刑など、身体や心を傷つける非人道的な扱いを受けず、不当に自由を奪われない権利があります。</p>	<p>第38条 子どもは平和に生きる権利があります。紛争・戦争でたたくことを強いられず、紛争・戦争に巻き込まれた場合には、保護される権利があります。</p>	<p>第39条 あらゆる暴力の犠牲に、対象となった子どもは、身体と心を回復させ、社会に復帰し、尊厳を取り戻すための支援を受ける権利があります。</p>
<p>第40条 法に反する行爲を行った子どもは、社会に復帰できるよう、人間の尊厳についての考慮が高まる形で対応される権利があります。</p>	<p>第41条 「子どもの権利条約」よりもっと良い法律や決まりがあれば、それを使う権利があります。</p>	<p>第42条 おとなだけでなく子どもも、「子どもの権利条約」を知る権利があります。</p>

「子どもの権利条約」の4つの原則

差別の禁止
(第2条)

**子どもの
最善の利益**
(第3条)

**生命・生存・
発達に対する
権利**
(第6条)

**子どもの
意見の尊重**
(第12条)

「子どもの権利条約」の4つの原則

条約の規定すべてを実施する際に考慮されなければならない！

① **差別の禁止（差別のないこと）**

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

② **子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）確保**

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。

③ **生命、生存・発達の権利の保障（命を守られ成長できる）**

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

④ **子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）**

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見（Views）を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて相応に考慮（＝正当に重視）する。

大人が子どもたちとどう向き合うか

子どもは、全ての権利行使の前提となる生命・身体を**守られる権利**や、どんな理由でも**差別されない権利**を有する（受動的な権利）。

客観的な**子どもの最善の利益**を国や大人に考えてもらおう。



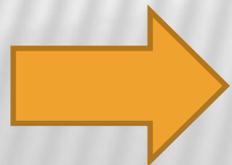
子ども ≒ 保護・管理の客体？

大人が子どもたちとどう向き合うか

子どもの**生きる・育つ（成長する）**
権利（＝能動的権利）が保障される
結果であり、子どもの生命・身体を
守るという大人の責務を定めたもの

子どもの**意見表明権**（**意見を聴かれ**
る権利）を尊重する視点が必要

※ベスト・インタレストの原則



子ども = 権利の主体

大人が子どもたちとどう向き合うか

子どもを「**権利の主体**」
として捉え、**一人の対等**
な人間として**尊重**し、
子どもとの**“対話”**を
保障することが**重要**！

意見を聴かれる子どもの権利の保障

➤ 子どもの権利条約第12条

「**自己の意見を形成する能力のある児童**がその児童に影響を及ぼすすべての事項について**自由に自己の意見を表明する権利**を確保する。 この場合において、児童の意見は、その**児童の年齢及び成熟度**に従って**相応に考慮**されるものとする。」

➤ 同条では、「意見を聴かれる権利 (the rights of the child to be heard) 」が定められており、その「意見」とは原文 (英語) では「**View(s)**」

➤ 「**View(s)**」は、意見 (Opinion) より広く、「**考え**」「**見方**」「**思い**」などを含む (→子どもには年齢に関わりなくこれを表現する力がある)

→「自己の意見を形成する能力のある児童」は、制限を表すものではなく、**子どもの能力を最大に評価**することを意味している (年齢制限はない)

意見を聴かれる子どもの権利の保障

- 「自由に自己の意見を表明する権利」は、圧力を受けることなく自由に表明できること（意見を言わないこともまた自由）や、大人を気遣ったような意見ではなく自分自身の意見を表明できることが大切。
 - 自分の意見が尊重されていると感じられて安心できる環境が必要。
- 「相応に考慮」したといえるためには、子どもの意見に耳を傾けるだけでは不十分であり、その意見が真剣に考慮されなければならない。
 - ・ 年齢だけで子どもの意見の重要性は決定できない
 - ・ 成熟度は定義することができず、影響力の大きさも考慮要素となる
- どの程度考慮し、又は考慮しなかったかについて、子どもに対する説明義務を課すことで、子どもと大人との間の対話的な関係を保障

子どもの発達に応じて意見を考慮するには...

- 児童期頃までの子ども（12歳頃まで）は徐々に**思考する力、物事を自分以外の視点から見る力**を身に着けていく。
 - 思春期以降の子ども（20代前半頃まで）は、まだ脳の発達が続いており、見る世界も考えられる範囲も突然広がり自立を目指す一方で、まだ子どもの状態であり、アンバランスな存在となる + 子どもの健全発達のプロセスは、いじめや虐待といった「トラウマ」によっても阻害される。
- ⇒ 大人の当たり前を押し付けないことも大事！

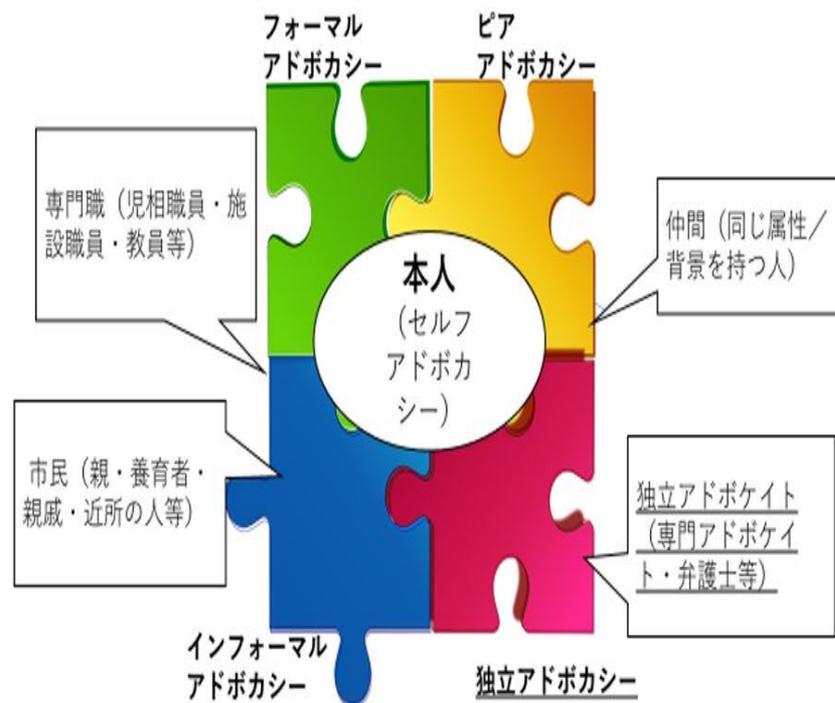
子どもの意見表明権を保障するために

➤ 意見形成支援

➤ 意見表明支援

➤ 意見実現支援

子どもアドボカシーの担い手 アドボカシージグソー



2019/12/21 WAG(2009) A Guide to the Model for Delivering Advocacy Services for Children and Young People, WAG.を改変

子どもから相談を受けたときの対応①

- ✓ 子どもの話にじっと耳を傾ける（**傾聴**）。
- ✓ その子の**見ている世界（景色）**と**気持ち**を教えてもらい、何が**あったのか**を聞き出す。
- ✓ その子がどんなことに**悩み辛さ**を感じているかを、**その子ども**の**立場（視点）**で考える。

子どもから相談を受けたときの対応②

- ✓ **大人の勝手な基準**でその子どもの辛さや悩みを評価しない。
- ✓ その子どもの辛さに寄り添って味方であるというメッセージを伝える（**受容**と**共感**）。
- ✓ 「(勇気を出して)話してくれてありがとう」と**相談してくれたことに感謝**を告げる。

子どもから相談を受けたときの対応③

- ✓ **大人が考える（又は望む）手段を押しつけない。**
- ✓ **その子どもの意思決定に必要な選択肢や判断材料を提示する。**
- ✓ **その子どもがどうしたいのか、何をしてほしいのかを尊重し、「どうしたら良いのか」を一緒に考える。**

自治体に求められること

～ 子どもの権利条例の必要性～

「こども基本法」と地方自治

- こども基本法は、「こども施策に関し、基本理念を定め、」「こども施策を総合的に推進すること」で子どもの権利保障に資する「こどもまんなか社会」を実現することを目的とする法律（1条）。
- 「こども施策」についての実施権限は**地方自治体（都道府県、市区町村）**にある。
- こども基本法では、地方自治の保障も踏まえ、総合行政を実施するための自治体における具体的な形は示していない。
→ 地方自治体が子ども施策を実施するためには、**「子どもの権利条例」（や子ども条例）を制定**する等して体制を整えて、子ども施策を子どもの権利保障の論理として総合的に実施することが必要
- こども施策を具体的に実施する仕組みとして、「こども大綱」（9条）や「自治体こども計画」（10条）がある。

子どもの権利条例の必要性

【地方自治体がこども施策を実施する上で求められること】

- ①「こども施策」の基本理念をもとに、自治体の政策目標と接合した形で、こども施策の目標を定め、こども施策として位置付けられる事務作業を新規に実施しなければならないも含め、一体として定められる自治体こども計画に落とし込むこと
 - ②こども施策を実現するため、自治体組織を整え、予算措置を講ずること
 - ③子どもの権利を保障し、さらに促進するための仕組み（こども施策の検証、子どもの権利救済機関）を整えること
 - ④こども施策の策定、実施、検証に当たって、こども等の意見を反映する仕組みを整えること
- ⇒ こども基本法が制定されただけでは不十分、**子どもの権利条例が必要！**

<出典> 東京経済大学 野村武司氏（大学教授、弁護士）

研究総会論文「法律学から見た子どもの権利条約30年—自治体での取り組みを中心に—」

子どもの権利条例の中身

- 「子どもの権利」を具体的に規定するかどうかの問題
例) 川崎市「子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なもの」
- 子ども参加の仕組み
こども施策に対するこども等の意見の反映（こども基本法11条）のための措置が義務付けられている（例：子ども会議など）
→ 単なるイベントに留まらない子ども参加の仕組みの整備が必要
- こども施策の総合的实施に対する評価・検証の仕組み
- 子どもの権利を独立して監視する仕組み
子どもの権利条約締結国の「中核的義務（Core obligations）」の1つ

<出典> 東京経済大学 野村武司氏（大学教授、弁護士）

研究総会論文「法律学から見た子どもの権利条約30年—自治体での取り組みを中心に—」

ご清聴
ありがとうございます
ございました